

# 茨木市総合保健福祉計画について

### 茨木市総合保健福祉計画（第2次）について

○総合保健福祉計画（第2次）について令和2年度に実施すること

- ・「高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）」の策定
- ・「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画（第2期）」の策定
- ・その他の計画の中間評価及び見直し（追加・変更等）

○総合保健福祉計画（第2次）の見直し内容について

- ・直近の国の動き等について（重層的支援体制整備事業等）
- ・大阪北部地震、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた記載
- ・各計画の位置づけ、関連性の更新
- ・地区保健福祉センターの機能の追記 等

○冊子構成イメージについて

1冊（200 ページ以内程度）にまとめて作成。新たに策定する高齢・介護保険計画、障害計画以外は、追加・変更部分のみを記載して作成。

総合保健福祉計画 見直し	地域福祉計画・ 地域福祉活動 計画中間評価、 見直し	高齢者保健福祉 計画・介護保険 事業計画	障害福祉計画・ 障害児福祉計画、 長期計画	健康いばらき 21・ 食育推進計画 中間評価	資料編
-----------------	-------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	-----

○今後のスケジュールについて

時期	内容
令和2年11月～12月	各分科会において案について説明
令和3年1月下旬～2月中旬	パブリックコメントの実施
～令和3年3月上旬	計画案の完成
令和3年3月23日（火）	総合保健福祉審議会にて計画の報告

○総合保健福祉計画（第2次）の見直し案（令和2年11月時点）について  
別添資料のとおり

## 第1章 計画の策定・見直しに当たって

### 第1節 計画策定・見直しの趣旨

茨木市総合保健福祉計画（第2次）は平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間の計画期間として、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し策定したものです。

本計画は、包含する分野別計画すべてが、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施することにより、分野の枠にとらわれることなく、総合的・包括的に保健福祉施策を推進し、複合化した課題を抱える世帯等や「制度の狭間」の問題などにも対応することとしています。

しかしながら、地域住民の多種多様なニーズや生活課題は依然として存在し、引き続き取組を行っていく必要があることに加え、本計画の策定後に、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したことなどから、災害時や非常時の支援策についても検討が必要となりました。

また、国からは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、新たに「重層的支援体制整備事業」の考え方が示され、その主旨を踏まえた体制の構築が求められています。

そこで、本計画が包含する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画策定に併せて、本計画及び他の分野別計画についても中間見直しを実施し、改めて現状に即した内容に改定します。また、本計画で掲げている「地区保健福祉センター※」についても、相談支援体制における課題の整理・分析や総合保健福祉審議会等での議論を経て、その役割や取組等の具体的な内容が明確となってきたことから、今後の方向性等を記載するものです。

※地区保健福祉センター

本計画において「(仮称)地区保健福祉センター」として掲載していましたが、名称について検討した結果、今般「地区保健福祉センター」と決定したものです。

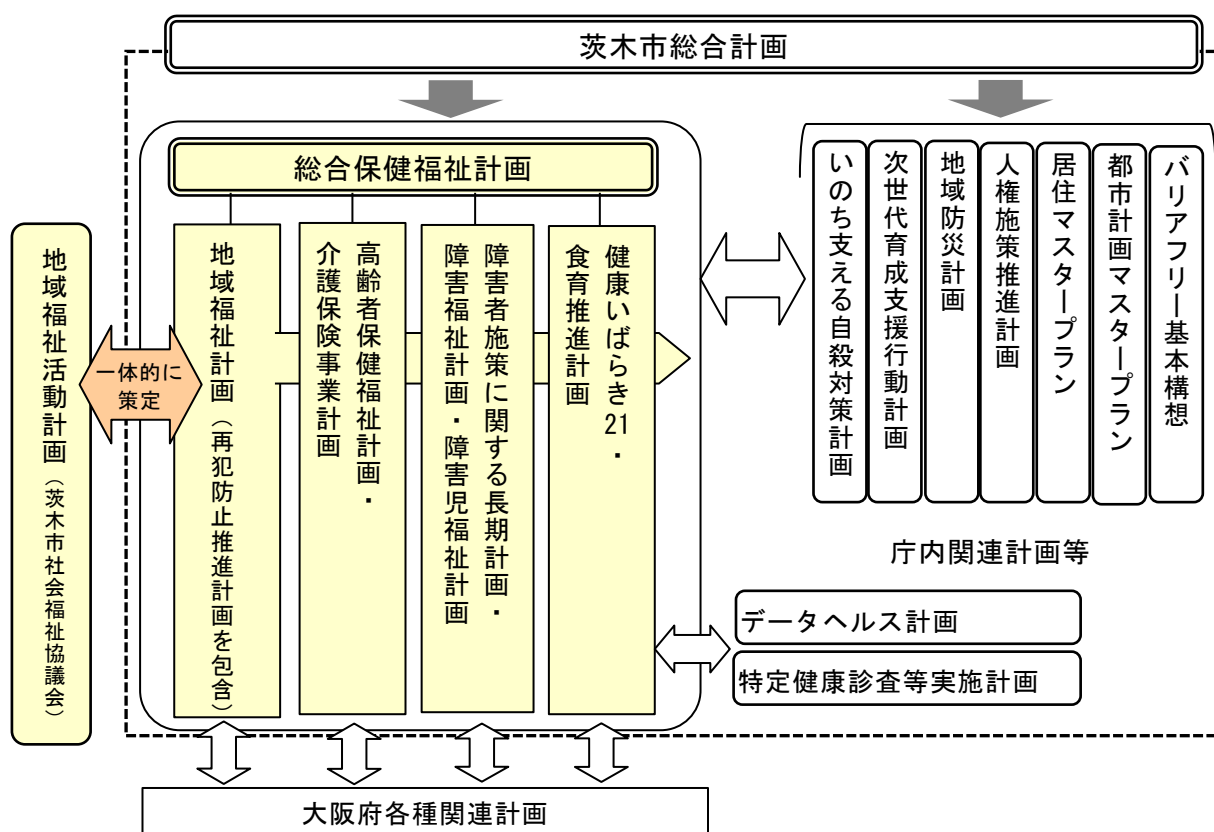
## 第2節 計画の位置付け・関連性

本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づくもので、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。

大阪府の各種関連計画をはじめ、庁内関連計画とも連携、整合性を図って策定しており、本計画の策定後、新たに策定した「いのち支える自殺対策計画」と「居住マスタープラン」についても、本計画と連携・整合性を図った内容としています。

また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）において、市町村が「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないことが規定されていることから、今般、同計画を「地域福祉計画」に包含するものとして新たに位置付け、地域福祉施策として一体的な展開を図ることとします。

### ■各計画の位置付け・関連性



### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間としています。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、3年を1期として策定するものと法律や国の基本指針で定められていることから、今般、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの計画の策定を新たに行います。

#### ■ 計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
総合保健福祉計画		(第2次)		
地域福祉計画		(第3次)		
高齢者保健福祉計画	(第8次)	(第9次)		
介護保険事業計画	(第7期)	(第8期)		
障害者施策に関する長期計画		(第4次)		
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)		
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)		
健康いばらき・食育推進計画		(第3次)		

## 第4節 計画策定・見直しまでの取組

### (1) アンケート調査

「高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）」の策定にあたり、高齢者の生活状況を把握し、今後充実が必要なサービス等を検討するのに必要な資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

#### ■実施概要・調査結果

調査種別	ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護保険事業者調査
調査対象	要介護認定を受けていない高齢者及び要支援認定者	在宅で生活している要支援・要介護認定者	市内で介護保険サービスを提供している事業者
調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収及び認定調査員による聴き取り	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和元年（2019年） 11月20日～12月13日		
配付数	3,000人	2,000人	172事業者
有効回答数	2,314人	1,194人	128事業者
有効回答率	77.1%	59.7%	74.4%

### (2) 市民意見の聴取と計画への反映

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを募集しました。（令和3年1月に実施予定）

- ・募集期間：
- ・意見件数：

#### ■計画別の意見提出人数と意見件数

計画名称	提出人数	意見件数
第1編 総合保健福祉計画		
第2編第1章 地域福祉計画		
第2編第2章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
第2編第3章 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画		
第2編第4章 健康いばらき21・食育推進計画		
全編への意見		

## 第5節 SDGs達成に向けた取組の推進

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。令和 2 年 (2020 年) 1 月に策定した「第 5 次茨木市総合計画後期基本計画」と同様に、本計画においても SDGs の目標を位置付け、整理を行うことにより、行政だけではなく、市民、事業者・団体などの様々な主体の SDGs に対する理解を深めるとともに、各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していきます。

### ■本計画に関連のあるSDGsの目標

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう      | 10 人や国の不平等をなくそう      |
| 2 飢餓をゼロに       | 11 住み続けられるまちづくりを     |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 16 平和と公正をすべての人に      |
| 4 質の高い教育をみんなに  | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 8 働きがいも経済成長も   |                      |

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 本市の介護保険被保険者・障害者の状況

### ■ 図表一覧

- 1 本市の人口動態の状況
  - (1) 年齢3区分別人口の推移
  - (2) 小学校区別人口
- 2 介護保険被保険者の状況
  - (1) 要支援・要介護認定者の推移
  - (2) 要支援・要介護認定者の認知症の程度の状況
  - (3) 要介護申請における主治医意見書主疾病の状況
  - (4) 介護保険給付費の推移
- 3 障害者の状況
  - (1) 障害者の状況
  - (2) 身体障害者の状況
  - (3) 知的障害者の状況
  - (4) 精神障害者の状況
  - (5) 障害福祉サービス給付費の推移

(別途、データを取りまとめて、表・グラフを記載予定)





## 第3章 計画の基本方針

### 第1節 計画の理念、目標および施策体系

理念

基本目標

すべての人が健やかに、  
支え合い暮らせる、  
みんなが主役の地域共生のまちづくり  
↳ 包括的な支援体制の実現とともに

◆第2編に記載する各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

地域福祉計画  
(地域福祉活動計画)

#### 基本目標1

お互いにつながり支え合える

◆市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

◎見守り体制・つなぎ機能の強化  
◎地域福祉活動の推進  
◎民生委員・児童委員活動の推進  
◎更生保護の推進  
(茨木市再犯防止推進計画)

#### 基本目標2

健康にいきいきと自立した生活を送る

◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

◎生活困窮者の自立に向けた支援  
◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

#### 基本目標3

“憩える・活躍できる”場をつくる

◆身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

◎地域で活躍できる人材の育成  
◎地域の交流・活動拠点づくりの推進

#### 基本目標4

一人ひとりの権利が尊重される

◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

◎権利擁護の推進

#### 基本目標5

安全・安心で必要な情報が活かされる

◆発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

◎情報提供の充実  
◎災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握  
◎地域防犯活動の充実

#### 基本目標6

社会保障制度の推進に努める

◆生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

◎生活保護制度の適正実施  
◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画

障害者施策に関する長期計画  
障害福祉計画  
障害児福祉計画

健康いばらき 21・  
食育推進計画

109～112ページ

- ◎地域包括支援センターの再編
- ◎地域包括支援センターの運営
- ◎高齢者の生活支援体制整備の推進

193ページ

- ◎すべての人が支え合う共生社会への取組
- ◎交流を通じての相互理解の促進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進
- 健康相談の実施

113～117ページ

- ◎介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進
- ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

203ページ

地域での包括的な相談支援体制の構築  
地域での自立した生活への支援の実現  
精神障害者の地域での支援体制の実現  
障害の谷間のない支援 など

- ◎食育推進（栄養・食生活）
- ◎身体活動（運動）
- ◎休養・こころの健康
- ◎たばこ対策
- ◎自己の健康管理
- ◎歯と口の健康

118～121ページ

- ◎地域活動・社会参加の推進
- ◎身近な「居場所」の整備
- ◎世代間交流の取組
- ◎高齢者の「働く場」の創出

206ページ

働き続けられる環境の実現  
余暇活動を通じた社会参加の促進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康づくりの場・機会の拡大

122～128ページ

- ◎認知症施策の推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

209ページ

権利の尊重、差別のないまちづくりの推進  
虐待防止対策の推進  
◎権利擁護の推進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信

129～131ページ

- ◎災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ◎情報公表制度の推進
- ◎安心して暮らせる環境の充実
- ◎高齢者の居住安定に係る施策との連携

210～211ページ

- ◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保
- ◎移動手段の確保
- ◎安全・安心に暮らせる住まいづくり
- ◎防災の推進

132～137ページ

- ◎介護保険制度の適正・円滑な運営
- ◎介護給付適正化事業の推進
- ◎在宅療養の推進

212ページ

- ◎障害者制度の適正実施

新計画の項目に更新

◎：施策

○：取組

## 第2節 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を推進しています。

令和2年（2020年）には、国において、地域における包括的支援体制の整備に向けた新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が示されました。この事業の趣旨を踏まえ、引き続き本市における包括的支援体制の推進に向けて取り組みます。

### （1）サービス提供・専門的な相談支援体制の拡充

本市では、平成30年度（2018年度）から、高齢者数の増加等によるサービス提供体制、相談支援体制の見直しを図るため、2～3小学校区を1エリアとした14エリア（小さな圏域）を設定しています。

各エリアに、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、障害者相談支援センターを整備することで、対象者数の平準化を図り、住民がより身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、複雑多様化した生活課題を抱えるケースなど、分野をまたがる相談であっても「丸ごと」受け止める体制を整備します。

令和2年度（2020年度）末時点では、地域包括支援センター11か所、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）14人、障害者相談支援センター10か所を設置しており、引き続き体制整備を進めます。

### （2）地区保健福祉センターの整備

属性や世代を問わない包括的な相談支援と、保健と福祉の一体的支援を行う体制を構築し、子どもから高齢者、障害者などすべての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現、健康寿命の延伸と健康格差の解消を目指す拠点として、圏域ごとに地区保健福祉センターを整備します。

令和3年（2021年）4月に東圏域、令和4年度（2022年度）に西圏域、南圏域、令和5年度（2023年度）に北圏域、中央圏域での整備を予定しています。

整備に向けては、複数の生活課題を抱える世帯の実態をより詳細に把握するため、相談支援機関にヒアリングを実施し、課題の整理・分析を行いました。その結果を踏まえ、次の3つの機能を改めて位置付けます。

### ○保健センター機能（保健と福祉の一体的支援）

地区保健福祉センターに市保健師を配置し、様々な世代に応じた健康づくりや生活習慣病の予防を支援します。そのほか、健診の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育て等に関する相談支援を実施し、健康課題が生活課題につながらないように、地域の医療や福祉との連携を強化します。

### ○専門相談支援機能（専門職による包括的なチーム支援）

地区保健福祉センターを設置するエリア内の地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、障害者相談支援センターを地区保健福祉センター内に配置し、様々な生活課題がある人に対して迅速に幅広く対応できる体制を整備します。

また、自ら支援につながる事が難しい人などに対しては、専門職がアウトリーチを行うことで、本人との関係性の構築に向けて継続的に支援を行います。

### ○住民の力を活用した『予防と共生』

住民同士が支え合う関係性を育み、継続的な見守りや居場所づくり、健康づくりができるよう、社会福祉協議会が行う地域支援とも連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

予防に向けた取組としては、地域の住民組織、学校、企業及び商店等に働きかけ、住民が主体となって生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、従前からの地域のコーディネーターである、社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、生活支援コーディネーター等が主体となって、地域の居場所や就労支援など、地域資源の開発やマッチングを図ることで、地域住民が社会参加につながるよう支援します。

### (3) ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化

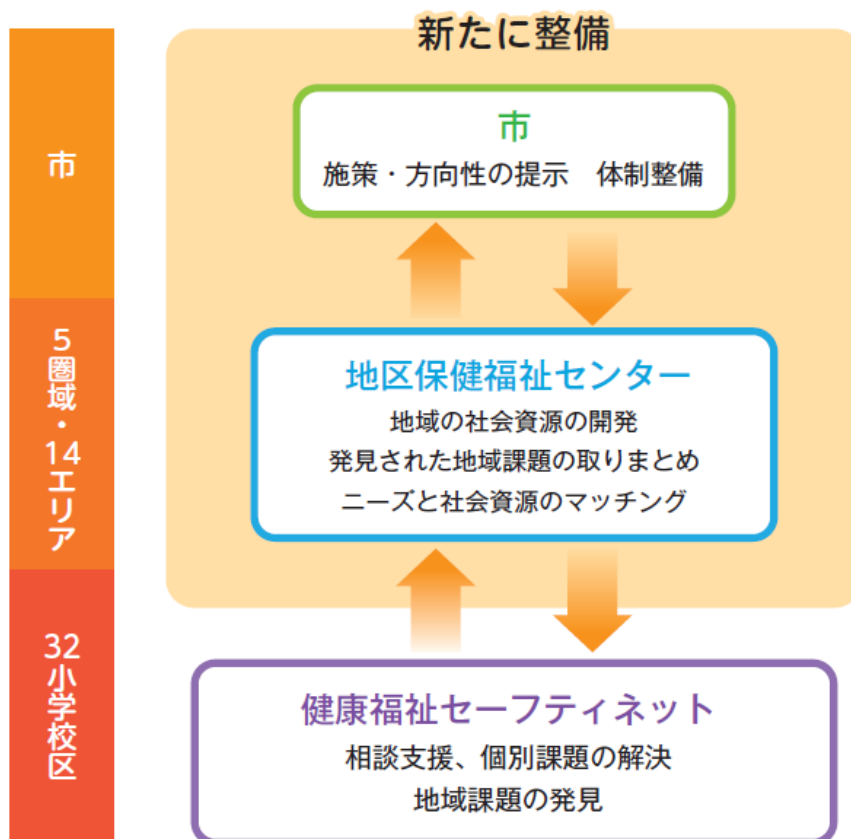
現在、地域にある複数のネットワークについては、既存の「健康福祉セーフティネット」を活用しながら、地域の実情に応じて各ネットワークの機能を整理・統合し、要援護者を「丸ごと」受け止めることで、発見・相談・見守り体制の機能強化を図ります。

また、圏域ごとに設置する地区保健福祉センターでは、地域の社会資源の開発、各小学校区やエリアで発見された地域課題の取りまとめ、地域住民のニーズと社会資源のマッチングなどを行い、必要に応じて市につないでいきます。

それを受けて、市では、複数の圏域やエリアに共通している地域課題等について総合的に検討し、施策に反映させるとともに、課題解決に向けた方向性の提示や体制整備を行うことにより、地区保健福祉センターの活動の充実、地域での発見・相談・見守り体制のさらなる機能強化を図ります。

なお、今後新たに保健福祉分野でネットワークの構築が必要となる場合は、これらの仕組みを活用して整備を図るものとします。

#### ■ 地域課題を施策につなげていく仕組みづくり



# 健康いばらき21・食育推進計画(第3次) の中間評価について

※令和2年度の実績は、9月末現在のものです。  
現状値が不明なものは(ー)と表記しています。

## 健康いばらき 21・食育推進計画（第3次）【中間評価】

### 【中間評価について】

計画については、平成30年度より健康寿命の延伸や生活の質（QOL）の向上を目指し、市民の健康づくりに関する推進体制を一層充実するため、生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防の推進及び健全な食生活の推進に取り組んできました。

計画の中間評価については、毎年度の業務実績で確認できる指標と、健康実態を把握できる項目を使用し総合的な評価を行いました。

計画策定時の健康アンケート調査は、国等の健康づくり関連計画の改訂等がなかったことから今回は実施しておりません。

### 【現状】

前計画の評価と課題に基づき、各施策に取り組んでおりますが、新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』が実践できる健康づくりの推進のため、安全かつ効果的に事業を実施できるよう検討しております。

①食育推進では、離乳食等に関する Web 相談の実施、②身体活動では、外出自粛による運動不足の解消の推進、③休養・こころの健康では、新型コロナウイルス感染症による急激な生活の変化へのストレスや悩みに対応する取組の重点的な推進、④たばこ対策では、改正健康増進法の施行に伴う法律等の周知強化、⑥歯と口の健康では、動画配信による啓発活動、⑤自己の健康管理・⑦みんなで進める健康づくりでは、健康経営に取り組む民間企業等と連携し健康に関する社会環境整備の推進や啓発活動を進めています。

### 【評価】

概ね計画に沿って事業を推進してきました。今後『新しい生活様式』による健康づくりの推進のため、健康教育（教室）の動画配信や健康相談の ICT 化等の検討が必要ですが、先進的な事例も少なく、事業の効果測定も困難であることから慎重に検討していきます。

### 【今後の方向性】

一人ひとりの健康状態や『新しい生活様式』に応じた運動や食事、禁煙等適切な生活習慣の理解・実践がより一層必要となっています。そのため、若い世代から自己の健康管理が習慣化されるようにヘルスリテラシー<sup>1</sup>の向上が必要です。

また、生涯を通じたヘルスプロモーション<sup>2</sup>を強化するためには、健康に関する社会環境整備の推進が必要であり、その中で保健師・栄養士等の専門職が担う健康増進戦略を明確化させ取り組むことが必要です。

加えて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、健康増進事業に相当する保健事業とのサービス内容等の整合性について検討していく必要があります。

---

<sup>1</sup> ヘルスリテラシー（health literacy）

健康の情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって、日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断したり、意思決定したりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができるもの。

<sup>2</sup> ヘルスプロモーション（health promotion）

人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス。



## 基本目標 1 お互いにつながり支え合える

### 施策（1） みんなで進める健康づくり

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 家庭、学校、 地域の関係機 関等と連携し た健康づくり の推進	食育推進ネットワーク	3	48	4	47	0	0	設定なし
	自殺対策ネットワーク	2	69	1	29	0	0	
	関係機関への啓発	86	機関	112	機関	103	機関	
	高校・大学	7	校	10	校	17	校	
	民間団体	19	団体	30	団体	14	団体	
	企業	25	社	38	社	28	社	
	その他	35		34		44		
民生委員等	随時		随時		随時			
② 健康に関する 相談の実施	総合健康相談 (医科・歯科)	12	16	6	15	3	4	設定なし
	栄養相談	15	42	18	28	5	14	
	こころの相談室	24	34	18	24	8	9	
	禁煙相談	525	人	519	人	81	人	
	Eメール相談 (離乳食・禁煙)					4	件	

- 国（健康日本 21<第 2 次>・健康寿命延伸プラン）
  - ①健康を支え、守るための社会環境整備
  - ②栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善
  - ③次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣の形成等
- 府（第 3 次大阪府健康増進計画）
  - ①生活習慣病の予防（ヘルスリテラシー）
  - ②健康づくりを支える社会環境整備  
(ICT 等を活用した健康情報等に係る基盤づくり・職場における健康づくり)
- 【中間評価】
  - ・総合健康相談（医師・歯科医師）の利用者数が年々減少していることや、地域においても専門職が健康に関して相談を受ける場所があるため、開催方法等の検討が必要です。また、従来の対面式の相談方法のみでなく、ICT を活用した個別相談の実施について、先進事例や費用対効果等について検討する必要があります。
  - ・様々な機関や団体と連携し、健康づくりに取り組んでいますが、生活習慣病の予防には職域等を通じた健康づくりの推進が必要であり、今後は健康経営に取り組む民間企業等と連携し、ニーズに適した啓発活動の推進や ICT を活用した健康づくりについて検討していきます。

## 基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

### 施策（1）食育推進（栄養・食生活）

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 家庭 における 食育の推進	離乳食・幼児食・食育講習 会（個別相談会を含む）	59	927	53	821	9	62	1日2回 以上野菜を とる市民の 割合増加  減塩に取り 組んでいる 市民の割合 増加  朝食を食べ る市民の 割合増加
	出前講座（離乳食・幼児食）	4	53	8	95	0	0	
	食育SAT（一般）	1	10	2	39	0	0	
② 保育所 （園）、 幼稚園、 小・中学校 における 食育の推進	子どもクッキング	3	85	2	57	0	0	
	食育SAT（学校）	17	481	15	502	0	0	
③ 地域 における 総合的な 食育の推進	食育推進ネットワーク	27	団体	29	団体	30	団体	
	地方公共団体、教育、保育、 社会福祉、医療及び保健	13	団体	12	団体	12	団体	
	農林漁業	2	団体	2	団体	2	団体	
	食品の製造、加工、流通、 販売、調理等	10	団体	11	団体	12	団体	
	民間団体、ボランティア等	2	団体	4	団体	4	団体	
	食育啓発イラスト	—		399	枚	30	枚	
	食育ネットワーク通信	5,066	部	11,633	部	10,246	部 (予定)	

- 国（食育推進基本計画（第4次））
  - ①若い世代を中心とした食育の推進
  - ②多様な暮らしに対応した食育の推進
  - ③健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 府（第3次大阪府食育推進計画）
  - ①健康的な食生活の実践・食に関する理解促進
  - ②食育を支える社会環境整備
- 【中間評価】
  - ・健康的な食生活の実践のため、家庭における朝食摂取の啓発を強化し、健全な生活習慣の形成を推進する必要があります。
  - ・食育に対する健康無（低）関心層への啓発を行うため、食育推進ネットワークと連携し、自然に健康になれる食環境づくりに取り組む必要があります。
  - ・市ホームページ、SNS を活用した情報の発信等、若い世代のニーズや新しい生活様式に合わせた食育推進の方法について検討する必要があります。

## 基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

### 施策（2）身体活動（運動）

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 身体活動の 必要性に関する 周知・啓発	いばらき健康 マイレージ (登録者数)	96 人		4,499 人		8,828 人		日常生活に おける歩数 の増加  週 1 回以上 運動やスポ ーツに取り 組む市民の 割合増加
	市イベント登録 (アスマイル)			19 回		4 回		
② 運動の習慣化 への取組	平均歩数 (アスマイル)			(男) 8,560 歩	(女) 5,729 歩	(男) 7,314 歩	(女) 4,872 歩	
	ICT 活用 (アスマイルログイン数)			1,617 (1 日平均)		2,215 (1 日平均)		
③ 運動が気軽に できる環境の 整備・充実	関係機関との 連携	7 機関		20 機関		33 機関		

- 国（健康日本 21<第 2 次>・健康寿命延伸プラン）
  - ①健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善
  - ②次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等  
(ナッジ等を活用した自然に健康になれる環境づくり)
- 府（第 3 次大阪府健康増進計画）
  - ①学校や大学、地域における運動・体力づくり
  - ②健康づくりを支える社会環境整備  
(ICT 等を活用した健康情報等に係る基盤づくり・職場における健康づくり)
- 【中間評価】
  - ・これまで身体活動（運動）に関しては、関係機関との連携が不十分でしたが、令和元年度からの「いばらき健康マイレージ事業（いばらき健活ポイント）」を通して、周知・啓発やアスマイルイベント等の協力等の連携が図れるようになっていきます。
  - ・歩数の延伸については、男性の歩数は、国が示す 8,500 歩を超えています、女性の歩数が少ない現状にあります。今年度の歩数値を評価し、目標歩数を設定する必要があります。
  - ・健康無（低）関心層、無関心層の運動不足により健康を害する可能性があるため、社会全体で無関心層に対して働きかけを行う必要があります。
  - ・地域社会と連携し、ウォーキングなどの社会的活動を実施することが重要と考えますので、『新しい生活様式』を考慮した「家族でも」「一人でも」参加でき楽しめる仕掛けが必要です。

## 基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

### 施策（3）休養・こころの健康

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 睡眠や休養の 重要性に関する 周知・啓発  ③ こころの健康に 関する周知・啓発	こころの健康づくりの啓発物品配布	4,000 部		556 部		1,111 部		睡眠による休養が十分取れている者の割合増加
	出前講座	2	20	5	120	1	15	
	リーフレット配布	-	-	-	-	2,469 部		
	啓発	中央図書館で自殺予防コーナーを設置 (自殺予防週間・自殺対策強化月間)						
② アルコールに対する正しい知識の周知・啓発	リーフレット配布	13,249 人		13,013 人		1,599 人 (8月末時点)		妊娠中の飲酒率 0%
④ 自殺予防	ゲートキーパー養成研修	1	18	3	60	0	0	自殺者数の減少
	自殺対策計画(概要版)配布	-		304 部		280 部		
	こころの相談室	23	33	18	24	8	9	
	推進会議開催	2	35	1	21	0	0	
	自殺対策ネットワーク連絡会	31 団体		30 団体		31 団体		

● 国（健康日本 21<第 2 次>・健康寿命延伸プラン）

①生活習慣の改善及び社会環境の改善

②次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等（地域における健康づくりの促進）

● 府（第 3 次大阪府健康増進計画）

①ライフステージに応じた睡眠・休養の充実

②飲酒と健康に関する啓発・相談

③職域等におけるこころの健康サポート

④地域におけるこころの健康づくり

● 【中間評価】

・市内での自殺者数は年々減少傾向ですが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症による生活の変化への不安等から、今後、自殺者数の上昇が見込まれるため、多くの人々が利用する市内の運動施設、遊技施設、生活必需品物資販売施設等と連携してこころの健康の周知啓発を重点的に取り組む必要があります。

・こころの相談室については、地域に相談機関が整備されてきており、包括的に自殺対策を推進できるよう、実施方法等を検討する必要があります。

・平成31年 3 月に「茨木市いのち支える自殺対策計画」を策定しました。取組事項に④自殺予防を追加し、自殺対策計画と併せて取り組み評価を行います。

## 基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

### 施策（4）たばこ対策

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 禁煙の 推進	禁煙相談（健康診査時）	315人		349人		68人		妊娠中の 喫煙率0%  たばこを吸う 市民の割合 減少
	禁煙相談（妊娠届出時）	53人		37人		13人		
	産婦への禁煙啓発	162人		153人		75人		
② 喫煙防止 対策の 推進	教材貸出	3	571	1	141	0	0	
	啓発リーフレット配布 （特定健診）	12,469人		12,117人		1,504人		
	啓発リーフレット配布 （若年健診）	780人		896人		142人		
	啓発リーフレット配布 （妊婦面談）	2,442人		2,404人		1,094人		
③ 受動喫煙 防止対策 の推進	公共施設敷地内禁煙	50.3%		75%		R3.1月 調査予定		敷地内禁煙の 実施率100%
	公共施設建物内 （屋内）禁煙	96.6%		100%		R3.1月 調査予定		建物内禁煙の 実施率100%

- 国（健康日本21＜第2次＞・健康寿命延伸プラン）
  - ①受動喫煙防止対策 ②禁煙希望者に対する禁煙支援 ③未成年者の喫煙防止対策
  - ④たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発
- 府（第3次大阪府健康増進計画）
  - ①喫煙率の減少（女性に対する禁煙指導） ②望まない受動喫煙の防止（環境づくり）
- 【中間評価】
  - ・改正健康増進法・大阪府受動喫煙防止条例の施行により、公共施設の敷地内・建物内（屋内）禁煙の実施率は上昇しています。建物内（屋内）禁煙実施率は、目標達成できていますが、敷地内禁煙実施率は75.0%であり、更なる禁煙の推進が必要です。また、民間施設についても、令和2年4月から原則屋内禁煙となっており、受動喫煙防止対策状況の把握や法律・条令の周知啓発を進めていく必要があります。
  - ・改正健康増進法・大阪府受動喫煙防止条例の施行による喫煙場所の減少により、禁煙について考え、取り組む市民が増えるよう禁煙を推進していきます。
  - ・未成年者は年齢を重ねるにつれ喫煙率が上昇するため、高校・大学等と連携し、喫煙防止の推進を行います。また、喫煙防止教育のため教材貸出を行っているが実績が低いため、教材内容・実施方法等の見直しが必要です。

## 基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

### 施策（5）自己の健康管理

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 健康に関する情報 の周知・啓発 ④ かかりつけ医・ 歯科医・薬剤師 (薬局) の周 知・啓発	健康手帳の配布	1,852 冊		5,143 冊		14 冊		適正体重の 市民の割合 増加
	健康づくりセミ ナー（若年健診）	—	—	13	301	3	50	
	出前講座	10	402	9	165	4	29	
	資料提供 (乳幼児健診等)	70	5,059	67	4,352	36	1,910	
② 受診しやすい 健（検）診の 推進	人間ドック、 脳ドックの助成	人：666 件 脳：348 件		人：667 件 脳：374 件		人：87 件 脳：45 件 (8 月末時点)		がん検診 受診率 胃：40% 肺：45% 大腸：40% 子宮：45% 乳：45%  特定健康 診査受診率 35.9%
	健診ガイド配布	131,568 部		132,563 部		132,886 部		
	がん検診 (受診率)	胃：3.2% 肺：8.9% 大腸：8.6% 子宮：18.4% 乳：15.4%		胃：3.0% 肺：8.5% 大腸：8.2% 子宮：18.0% 乳：15.3%		—		
	特定健康診査 (受診率)	33.1% (R 元. 11 月末時点)		33.3% (9 月末時点)		3.9%		
③ 健（検）診後の 支援体制の 充実	資料提供（がん検 診、特定健診等）	137	6,617	146	5,537	34	1,178	特定保健 指導実施率 60%
	特定保健指導	終了率 38.6%		終了率 47.8%		—		
	健診結果説明会	28	1,037	25	1,100	5	136	

- 国（健康日本 21<第 2 次>・健康寿命延伸プラン）
  - ①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
  - ②疾病予防・重症化予防
- 府（第 3 次大阪府健康増進計画）
  - ①健診・がん検診（ライフステージに応じた普及啓発）
  - ②重症化予防（医療機関への受診勧奨の促進）
- 【中間評価】
  - ・健康づくりセミナーによる健康教育や資料提供等、様々な方法で健康づくりの情報の周知啓発に取り組んでいます。
  - ・特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率は上昇しているものの、がん検診とともに、引き続き受診率向上を目指した取組が必要です。

## 基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

### 施策（6）歯と口の健康

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 歯と口の健康 に関する 周知・啓発	出前講座	17	368	17	201	2	7	むし歯のない 幼児の割合増加
	幼児食講習会	2	35	3	35	1	2	
	啓発イベント	2	40	4	182	0	0	
② 生涯における 歯科保健の 推進	むし歯のない幼児 (3.6歳児健診)	90.5%		89.9%		—		むし歯のない 児童・生徒の 割合増加
	むし歯のない児童 (小6)	75.7%		79.6%		—		
	むし歯のない生徒 (中1)	74.9%		68.7%		—		60歳で24本以 上の歯を有する 市民の割合増加
	60歳以上の咀嚼良 好者	96.7%		98.4%		—		
	60歳で24本以上の 歯を有する者	79.5%		82.9%		—		
③ 歯科健康診査 の推進	3.6歳児歯健康診 査受診率	96.4%		97.2%		—		歯科健診受診率 向上
	妊婦歯科健康診査 受診率	40.4%		40.9%		—		
	成人歯科健康診査 受診率	13.0%		12.2%		—		
	成人訪問歯科健康 診査受診者数	329人		355人		—		

- 国（健康日本21＜第2次＞・健康寿命延伸プラン）
  - ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発
  - ② 「8020運動」の更なる推進
  - ③ 疾病予防・重症化予防（歯周病等の対策の強化）
- 府（第2次大阪府歯科口腔保健計画）
  - ① 歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上
  - ② 歯と口の健康づくりを支える社会環境整備
- 【中間評価】
  - ・ 令和元年度に成人訪問歯科健診の実施期間を4か月から8か月に延長し、受診者数は微増となっています。成人歯科健診は、横ばい状態であるため、歯科医師会との連携や、市内小学校児童を通じて保護者へ歯科健診受診勧奨を行い、受診率向上に努めています。
  - ・ 学齢期における歯科疾患が増加していることから、予防的取組が必要と考えます。

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策：みんなで進める健康づくり

取組事項	実施内容	実施指標						計画目標
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
① 地域の関係機関や 企業との連携  ② 自主的に健康づくりに取り組む人材や団体の拡大  ③ 健康づくりの場・機会の拡大	健康フェスタ	中止 (台風)		427人 (全660人)		中止 (新型コロナウイルス)		市と健康づくりに取り組む大学、企業関係団体数増加
	関係機関への啓発	58機関		86機関		78機関		
	健康経営優良法人への啓発	—		—		1機関		
	健康経営優良法人数	/		/		14機関		
	啓発活動 (イベント等)	62	6,150	28	2,561	0	0	

- 国（健康日本21<第2次>・健康寿命延伸プラン）
  - ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
  - ②健康を支え、守るための社会環境整備
  - ③栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善
  - ④次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等  
(自然に健康になれる社会環境づくりの推進)
- 府（第3次大阪府健康増進計画）
  - ①生活習慣病の予防
  - ②健康づくりを支える社会環境整備  
(市町村の健康格差の縮小・職場における健康づくり)
- 【中間評価】
  - ・健康無（低）関心層への啓発のため、様々な関係機関や多くの人々が利用する市内の運動施設、遊技施設、生活必需品物資販売施設等と連携して健康づくりに取り組むことができました。今後は、健康経営に取り組む企業とも連携を進めていきます。また、地域ごとの健康課題を把握し地域住民等の状況に応じた健康づくりに取り組む必要があります。
  - ・アンケート結果により、事業に参加した市民の半数に、健康意識の変化がみられています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接的に啓発する事が困難であったため、今後は『新しい生活様式』を考慮した啓発スタイルを検討する必要があります。
  - ・基本目標2と基本目標3に分けて「みんなで進める健康づくり」の施策に取り組んでいましたが、取組内容が重なるため目標を統合して進めていきます。



## 基本目標 5 安全・安心で必要な情報が活かされる

### 施策（7） みんなで進める健康づくり

取組事項	実施内容	実施指標			計画目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
		回数	回数	回数	
① 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信	広報誌	通年	通年	通年	設定なし
	ホームページ	随時	随時	随時	
	いばライフ		随時	随時	
	SNS		随時	通年	
② 関係機関の協力による情報発信（会報誌等）	茨木商工会議所		3回	3回	
	JA 茨木市			1回	
	明治安田生命（予定）			予定	
	茨木市商業団体連合会			1回	
	理容生活衛生同業組合			1回	

※ 通年：概ね月に1回程度の発信

※ 随時：最新情報に更新し発信

- 国（健康日本 21<第2次>・健康寿命延伸プラン）
  - ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
  - ②健康を支え、守るための社会環境整備
  - ③次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成
- 府（第3次大阪府健康増進計画）
  - ①ヘルスリテラシー
    - （学校や大学、職場等における健康教育の推進・女性のヘルスリテラシーの向上・中小企業における「健康経営」の普及）
  - ②健康づくりを支える社会環境整備
    - （ICT等を活用した健康情報等に係る基盤づくり）
- 【中間評価】
  - ・市の情報伝達ツールを利用し、施策（1）～（6）に関する情報を〇〇週間や△△月間等に合わせて発信しています。また、市の情報伝達ツールだけでなく、関係機関の情報伝達ツールを利活用した情報発信に努めており、新たに「関係機関の協力による情報発信」を取組事項に追加し、今後も情報発信を行っていきます。
  - また、計画には施策（1）～（7）について取り組むとしていましたが、施策（7）として見直し取り組んでいきます。
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」での健康づくりが求められており、特に健康無（低）関心層への啓発のためには、様々な情報伝達ツールを利用した情報発信が今後も必要です。また、その情報を活かして健康づくりに取組むことが出来るようヘルスリテラシーの向上が必要です。

# 健康づくり関連計画

## 参考資料

- 国
  - 健康日本21(第二次)  
平成25年度(2013年度)～令和4年度(2022年度)
    - ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
    - ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
    - ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
    - ④健康を支え、守るための社会環境の整備
    - ⑤健康に関する生活習慣及び社会環境の改善
      - 栄養・食生活
      - 身体活動・運動
      - 休養
      - 飲酒
      - 喫煙
      - 歯・口腔の健康
  - 健康寿命延伸プラン  
令和元年度(2019年度)～令和22年度(2040年度)
    - ①次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
    - ②疾病予防・重症化予防
    - ③介護予防・フレイル対策、認知症予防
  - 食育推進基本計画(第4次)  
令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)  
＜重点課題＞(たたき台)
    - ①若い世代を中心とした食育の推進
    - ②多様な暮らしに対応した食育の推進
    - ③健康寿命の延伸につながる食育の推進
    - ④食の循環や環境を意識した食育の推進
    - ⑤食文化の継承に向けた食育の推進
- 府
  - 第3次大阪府健康増進計画  
平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)
    - 【Ⅰ 生活習慣病の予防】
      - ①ヘルスリテラシー
      - ②栄養・食生活
      - ③身体活動・運動
      - ④休養・睡眠
      - ⑤飲酒
      - ⑥喫煙
      - ⑦歯と口の健康
      - ⑧こころの健康
    - 【Ⅱ 生活習慣病の早期発見・重症化予防】
      - ①けんしん(健診・がん検診)
      - ②重症化予防
    - 【Ⅲ 府民の健康づくりを支える社会環境整備】  
社会環境整備
  - 第3次大阪府食育推進計画  
平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)
    - ①健康的な食生活の実践・食に関する理解促進
    - ②食育を支える社会環境整備
  - 第2次大阪府歯科口腔保健計画  
平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)
    - ①歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上
    - ②歯と口の健康づくりを支える社会環境整備
  - 第3期大阪府がん対策推進計画  
平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)
    - ①がんの予防・早期発見
    - ②がん医療の充実
    - ③患者支援の充実
    - ④がん対策を社会全体で進める環境づくり
- 市
  - 健康いばらき21・食育推進計画(第3次)  
平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)
    - ①食育推進(栄養・食生活)
    - ②身体活動(運動)
    - ③休養・こころの健康
    - ④たばこ対策
    - ⑤自己の健康管理
    - ⑥歯と口の健康
    - ⑦みんなで進める健康づくり
  - いのち支える自殺対策計画  
令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)